資料１

第３回調査研究部会報告【概要】

青森県教育庁学校教育課

全体の概要

第４回検討会議で審議する内容について、詳細テーマを設定し、分科会毎に調査・研究を行った。

テーマの設定

テーマ１　特別支援学校の施設設備について【分科会１】

➢詳細テーマ
①校舎等の躯体・施設設備　②スクールバスにおける通学環境
③給食体制　④寄宿舎

テーマ２　通級による指導について【分科会２】

➢詳細テーマ
①小中学校における通級による指導
②高等学校における通級による指導

テーマ３　教育環境の充実について【分科会２】

➢詳細テーマ
①特別支援学校におけるキャリア教育・職業教育の充実
②交流及び共同学習
③小中学校・高等学校の特別支援教育校内支援体制

※詳細テーマについては調査研究部会当日から類似テーマ統合により事務局で再整理した。

現状の分析

各テーマについて現状と課題を分析した。

対応例の整理

課題解決のための対応例を整理し、考えられるメリット・デメリットをまとめた。

特別支援学校の施設設備について

1　特別支援学校の施設設備について

①校舎等の躯体・施設設備

現状・課題

● 知的障がい児童生徒の増加に伴う教室不足と敷地内増築の物理的限界
・一部の学校において増築工事を実施中だが、今後の児童生徒数の推移やそれらに対応した教室数の必要数が不透明。
・学校敷地内にこれ以上の校舎増築用地が存在せず、校内での施設拡張は物理的に不可能な学校が多い。
● 鳥獣・不審者侵入対策
・機械警備業務委託更新のタイミングで校舎周囲への監視カメラを順次整備中。近年被害が増加している熊への対応や、施設や渡り廊下で接続されている学校の接続部分などの外部侵入が可能な箇所に係るセキュリティなどが十分ではない。
● 避難所としての機能
・一般の避難所では、感覚過敏のあるこどもや肢体不自由者、視覚・聴覚障がい者が周囲に配慮しながら過ごすことが困難。在籍児童生徒の安全・安心を確保するため福祉避難所の指定を受けられないか。
● 体育館空調の整備推進
・特別支援学校は、避難所に指定されている４校が整備進行中。一方、夏季猛暑での授業や集会における熱中症リスクの回避が課題。
● 作業機器の更新遅れ
・産業構造や実際の職場における機器・作業方法の変化に対し、学校の整備や更新が十分に追い付いていない。
● 移乗用リフトや大屋根付きの乗降スペース等の整備
・児童生徒の安全と尊厳を守りながら、教職員の身体的負担軽減に繋がる設備の配置が求められている。

対応例におけるメリット・デメリット

項目	メリット	デメリット
①教室不足		
高校等の空き校舎活用	◎適したスペースでの学習 ◎交流の活性化	△学びの連続性の保障 △通学方法の検討
②外部の侵入対策		
カメラ・赤外線センサーの設置	◎学校における安全性の向上 ◎巡回労力の低減	△整備費用負担 △記録におけるプライバシーへの配慮
③福祉避難所		
特別支援学校の福祉避難所としての活用	◎社会的弱者受入れ	△福祉避難所の指定する市町村の理解 △運営補助を担う教員の負担
④作業設備の更新		
大型設備における外部インフラ活用	◎民間企業との連携促進 ◎設備保有リスク減	△校外への移動 △単位認定の検討 △民間企業の理解

特別支援学校の施設設備について

1　特別支援学校の施設設備について

②スクールバスにおける通学環境

現状・課題

● 乗車１時間超えなどによる疲労
・居住地が広域となっていることにより、特に冬場はスクールバス乗車時間が１時間を超えるルートが存在し、児童生徒の疲労原因になっている。
● 外部人材の活用
・教員がスクールバス添乗業務に追われ、朝など時間的拘束が大きかったため、現在はスクールバス添乗に係る介助職員を配置している。一部の学校では負担軽減に繋がったという声もあり、外部人材の活用の効果は少しずつ現れ始めている。
● 安全運転管理者の過重負担
・スクールバスが「県備品」であるため、学校（主に教頭・事務長）が安全運転管理責任者として、運行事故責任のリスクを負う現状にある。安全運転管理責任者の負担が大きい。
※運行業務のみを外部委託しても、安全運転管理責任者としての責任は学校が負うことがある。
● 高等部生徒の原則スクールバス乗車なし
・一部学校の高等部は、空席利用として例外的に乗車対応させている。
・将来の社会的自立や職業的自立という観点から、スクールバス以外の方法による通学を行わせているが、公共交通機関などを利用できることが、将来の社会的自立や職業的自立といえるのか。

対応例におけるメリット・デメリット

項目		メリット	デメリット
①外部人材の活用			
	介助職員の配置増	◎教員の負担軽減	△人件費増 △人材確保
	スクールバス運行委託化移行	◎教員の負担軽減 ◎車両管理やメンテナンスの費用減	△校外学習時等の柔軟な運用困難 △運転手のみではなく、バス保有業者を選定 △一部特殊車両は代替不可の可能性あり
②ルールの見直し			
	学部によらない乗車対応	◎希望する児童生徒の全員乗車 ◎保護者の負担軽減	△スクールバス運行体制に左右（場合によっては増便）

特別支援学校の施設設備について

1　特別支援学校の施設設備について

③給食体制

現状・課題

● 厨房設備の老朽化
・厨房の老朽化や手狭により調理能力を向上させた機器の導入が難しい学校がある。
● 市町村給食センターからの配食
・森田養護学校、黒石養護学校、むつ養護学校等では自校給食設備がなく、また、近隣に配食可能な特別支援学校もないため、市町村給食センターからの配食に依存せざるを得ない現状にある。市町村の状況によっては配食が難しくなる可能性がある。
※『学校給食衛生管理基準』により調理完了から２時間以内の喫食が義務付けられている。
● 学習活動としての給食
・特別支援学校においては、発達の段階にもよるが、給食の時間は単なる食事ではなく「授業時間（学習活動）」として位置付けられている。
● 寄宿舎設置校の給食設備
・寄宿舎で、朝食及び夕食の提供が必要な学校では自校給食が必須。
● 栄養教諭・学校栄養職員の配置
・栄養教諭・学校栄養職員が学校に配置されると、担任と密に連携して児童生徒の状況に応じたメニュー調整や工夫ができ、食べられるものが増えたといった好事例も多く聞く。栄養教諭による指導は、生きた食育に繋がっている。

対応例におけるメリット・デメリット

項目	メリット	デメリット
①給食の実施形態		
自校給食	◎形態食への対応 ◎生きた食育の実施	△定期的な設備更新
他校からの配食（近隣校のみ）	◎敷地が狭小な学校への対応	△自校給食校の厨房設備能力に左右
市町村給食センターからの配食（委託）	◎敷地が狭小な学校への対応 ◎設備投資費用減	△時間・距離的制約 △栄養教諭等の存在意義 △市町村動向に左右 △形態食への対応
県立給食センターの整備・同センターからの配食	◎空きスペースを教室等で使用可 ◎厨房設備の有無に寄らない範囲内に所在する学校への安定した配食	△生きた食育の実施 △複数設置可能性 △定期的な設備更新（大規模）

特別支援学校の施設設備について

１　特別支援学校の施設設備について

④寄宿舎

現状・課題

● 学校教育法（昭和４９年制定時）とのギャップ
・約５０年前の養護学校整備７年計画とこれに基づく寄宿舎規定がそのまま残存している。
・現代のインクルーシブ教育理念では、寄宿舎は通学手段の１つとして捉えていく必要があり、実態と乖離が生じている。
● 利用人数の少人数化
・寄宿舎の利用舎生がわずか１名となっている学校（肢体不自由）もあり、全体的に少人数化が進んでいる。
● 各学校における入舎のルール
・例えば、肢体不自由の学校の寄宿舎には、肢体不自由生でなければ入れないという前提のルールになっている。
● 医療的ケア児等の受入れ
・当時の人員配置や安全確保の条件の下では、受入れが難しかった事情もあり、集団への適応が困難な生徒、医療的ケアを必要とする生徒について、入舎を見合わせる対応が行われてきたことがある。
・寄宿舎指導員の障がい理解など十分な準備が必要となる。

対応例におけるメリット・デメリット

項目	メリット	デメリット
①寄宿舎設置校の集約		
１市への集約	◎集団の確保 ◎施設維持費の軽減	△遠方の帰省負担（体力・費用など） △居住地からの通学可否によって、通学先が制限
②複数障がい種への対応を含む入舎ルールの見直し		
柔軟な受入れ体制構築	◎必要な児童生徒への対応 ◎冬期間のセーフティネットになる ◎集団の確保	△学校の受入れ体制に左右（ルールの整理など） △ハード面の改修コスト発生 △寄宿舎指導員の理解・学校との連携負担増 △安全確保の複雑化（寄宿舎の看護師配置等）

通級による指導について

２　通級による指導について

①小中学校における通級による指導

現状・課題

● 通級指導教室設置校
・通級指導教室を設置する学校が限られている。地域格差がある。
（令和７年度：小学校２４２校中２４校、中学校１４５校中１２校）
・通級指導担当教員の専門性（経験）のばらつき
● 自校通級（児童生徒が在籍する学校において指導を受ける形態）
・通級指導教室を設置している学校では、通級指導対象の児童生徒に指導を施している。
● 他校通級（児童生徒が他の学校に通級し、指導を受ける形態）
・学校間の移動に伴い、在籍校の授業を受けられない場合もある。
・通級指導を受けるために保護者が送迎しなければならない。
● 巡回指導（通級による指導の担当教師が該当する児童生徒のいる学校に赴き、又は複数の学校を巡回して指導を行う形態）
・巡回指導を実施している自治体は限られている。巡回相談により教員への相談に応じることで補完している。
● 設置者
・市町村が設置者であり、県教委が設置を決められるものではない。

対応例におけるメリット・デメリット

項目	メリット	デメリット
①通級指導教室設置状況の改善		
全中学校区への通級指導教室設置及び専門資格保有者の優遇	◎地域格差の改善 ◎他校通級及び巡回指導の距離的負担軽減	△教員確保（予算含む）。心理士等の専門資格取得に係る費用負担
②移動に伴う負担（経費、時間、労力等）		
オンラインによる通級指導教室	◎教員や保護者の移動負担軽減（移動回数減） ◎全県で専門性の高い教員の指導が受けられる	△障がい種によるオンラインでの指導の難しさ △対面での指導との併用が必要（オンライン月３回、対面月１回等）
③特定の障がい種に対する専門性		
特別支援学校教員や専門職のチーム支援	◎視覚障がいや聴覚障がい等の専門性を全県に届けられる	△設置者の違い △人任せになるおそれ。自前での育成も必須

通級による指導について

２　通級による指導について

②高等学校における通級による指導

現状・課題

● 高等学校は平成３０年に制度化
・現在４校（定時制３校、全日制１校）で自校通級を実施。定時制３校では、指導ノウハウが蓄積されている。
・設置校が極めて少なく、設置のない地区（西北、下北）もある。
● 通級指導の形態
・自校通級のみとなっている。通級による指導を受けたい生徒は、志望学科・学校の選択の自由がない。志望学科・学校を優先する生徒は、必要な専門的な指導を受ける機会がない。（→進学校にも支援を必要とする生徒は在籍していると思われるが顕在化はしていない。）
● 専門性の確保
・通級指導教室設置校には、特別支援学校教諭を人事交流で配置し、高校教員と一緒に通級指導を担当している。
・高校教員の特別支援教育に関する専門性・人員が不足しており、通級指導担当者への負担は、自校通級だけでもかなり大きい。
・人事交流している特別支援学校教諭にとっては、教科指導の専門性が向上している。

対応例におけるメリット・デメリット

項目	メリット	デメリット
①通級指導教室設置校以外での実施		
現在の４校において自転車圏内での他校通級	◎柔軟に開始可能 ◎生徒の負担は比較的少ない	△実施可能校が限られ、過疎地域では実施不可能 △通級指導担当者の負担増
②通級指導教室の拡充（拠点校）		
６地区へ拠点校を設置し専任教員による巡回	◎地域格差の改善 ◎生徒の進学先選択の自由の保障	△職員確保（人件費・旅費増）
③特別支援学校教員の活用		
特別支援学校高等部との併設（職員の兼務）	◎高校教員・特別支援学校教員の相互の専門性の向上 ◎特別支援学校教員が高校生に指導	△実現まで時間を要する（条例等の改正、移転に伴う校舎増改築、高等学校側の意識改革等）

教育環境の充実について

３　教育環境の充実について

①特別支援学校におけるキャリア教育・職業教育の充実

現状・課題

● 県教委事業
・「県立学校就職促進関連事業」「特別支援学校技能検定事業」「特別支援学校における『好き』を見つける学びの充実支援事業」の３事業により、自己効力感や就労意欲の向上に成果がある。
・特別支援学校技能検定・発表会は、今年度で第１０回となるが、企業等への級の認知がまだまだ進んでいない。級の価値の向上が必要である。
● 生徒一人一人の学習進度の違い
・知的障がい以外の障がい種では、不登校経験者など学習空白があり、高等部の３年間では、高等学校の内容の習得が難しい生徒もいる。
● 資格取得
・産業科では、青森第二高等養護学校でクリーニング師の国家資格が取得できる。ただし、クリーニング業に就職する生徒はわずか。
● 農福連携
・農業高校との連携は、学校間交流の域（年１～２回の交流）にとどまっている。

対応例におけるメリット・デメリット

項目	メリット	デメリット
①県教委事業の継続・拡充		
参加生徒数や検定種目の拡充	◎スムーズな効果の拡大が期待 ◎生徒の技能向上等の成果	△検定への受検が目的化し、卒業後への移行にはつながっていない
②学力保障及び資格取得		
４年制又は単位制高等部の創設及び産業科での資格取得	◎学習進度に応じた学びの展開（原級留置ではない） ◎地域社会に求められる人財育成	△条例改正 △施設設備の費用 △県として資格の選定（産業科の展望）
③農福連携		
農業高校との連携（農福連携プログラム）、併設	◎共生社会の担い手育成、農業の活性化 ◎高校教員の専門性向上	△高校生にとってのメリットを検討 △実現まで時間を要する

教育環境の充実について

3　教育環境の充実について

②交流及び共同学習

現状・課題

● 居住地校交流（特別支援学校小中学部の児童生徒が居住地の小中学校の授業や行事に参加する。個別実施）
・青森県交流籍制度により、実施数が年々増加
・特別支援学校の教員が同行するため、特別支援学校側の指導体制に負担がある。１人年１～２回の実施に制限される。
・小中学校側が特別支援学校の児童生徒を受け入れていると捉え、立場が対等になっていないケースもある。
● 学校間交流（特別支援学校と小中学校・高等学校等との交流。集団での実施）
・移動手段に費用がかかる。年数回に限られる。
・何十年も伝統的に実施している学校もある。
● 学校内交流（特別支援学級と通常の学級との交流。集団での交流ではなく、特別支援学級の児童生徒が通常の学級で授業を受けることが多い）
・授業時数の半分以上を通常の学級で過ごしている場合がある。※半分以上過ごす場合には、学びの場を変更するよう文部科学省から通知あり
・特別支援学級と通常の学級で事前の打合せを行っている学校もある一方、通常の学級の担任に任せきりになり、適切な支援が施されないケースもあるのではないか。

対応例におけるメリット・デメリット

項目	メリット	デメリット
①回数・機会確保		
オンライン交流の併用	◎過疎地や冬期間でも交流機会を確保 ◎交流の活性化	△本質的な負担解消にはならない
②市町村教委の関わり		
市町村教委主導で実施（打合せへの参画、年間交流計画策定）	◎自地域の児童生徒としての意識付け及び対等な関係の構築	△市町村教委担当の負担増 △調整の難しさ
③学校再編		
特別支援学校と小中学校・高等学校との併設・一体化	◎移動が不要 ◎日常的な交流機会が増え、共同学習に発展	△対象の学校が限定される △実現まで時間を要する

教育環境の充実について

3　教育環境の充実について

③小中学校・高等学校の特別支援教育校内支援体制

現状・課題

● 特別支援学校のセンター的機能
- 小中学校では、特別支援学校に対し、巡回相談等で活用している。小中学校では、発達障がいに対する専門性が育ってきているが、視覚障がいや聴覚障がい、肢体不自由などに関しては、特別支援学校の専門性を必要としている。
- 高等学校からは、まだ要請が少ない。
- 小中学校・高等学校からの要請内容が、同一校で重複することがある（過年度含む）。特別支援学校に解決を任せているのか、自校で解決する体制や専門性が育っていないケースもあるのではないか。

● 管理職のリーダーシップ
- 管理職のリーダーシップが発揮され、校内支援体制が整っている学校では、巡回相談がうまく機能するケースが多い。
- 今年度から総合学校教育センターの管理職研修に特別支援教育の内容を扱うようにした。

対応例におけるメリット・デメリット

項目	メリット	デメリット
①センター的機能の継続		
児童生徒への指導に対する助言の継続	◎即効性のある具体的な助言が受けられる ◎相談しやすい環境が保たれる	△長期的な解決に至らない
②伴走型支援		
特別支援学校が小中学校・高等学校の体制づくりに伴走支援	◎小中学校・高等学校の校内支援体制の改善及び機能化 ◎学校全体の組織的な支援力が向上	△県として、小中学校・高等学校の特別支援教育に関する目標設定（いつまでにどのレベルまで達成するか）が必要
③管理職のリーダーシップ		
管理職研修に特別支援教育のマネジメントを位置づける	◎管理職の意識改革 ◎特別支援教育が一部担当者の業務から学校全体の取組へ	△教育センター内の複数課が連携した講座構築、仕組みづくり